

社会福祉法人四日市福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 四日市福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価は原則無報酬とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別に定める社会福祉法人四日市福祉会・役員旅費規則(以下、同規則)により実費弁償分の旅費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、実費弁償分の旅費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、同規則により実費弁償分の旅費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償分の旅費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、実費弁償分の旅費はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長職として法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、原則無報酬とする。

2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、原則無報酬とする。

3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、

原則無報酬とする。

（常勤役員の勤務報酬）

第5条前々条及び前条にかかわらず、四日市福社会の職員として業務にあたる役員に対しては、社会福祉法人四日市福社会・施設就業規則及び給与・退職金規則・旅費規則に定める通り、報酬及び旅費等を支払うことができる。

2当該報酬以外に、前々条および前条に係る実費弁償分の旅費は、これを行わないものとする。

（監事の報酬等）

第6条監事が理事会及び評議員会に出席したときは、同規則により実費弁償分の旅費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償分の旅費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償分の旅費はこれを支払わないものとする。

2監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、同規則により実費弁償分の旅費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第7条苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、同規則により実費弁償分の旅費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償分の旅費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償分の旅費はこれを支払わないものとする。

2苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、同規則により実費弁償分の旅費を支払うことができる。

（出張旅費）

第8条役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、同規則により実費弁償分の旅費等を支給することができる。

（改正）

第10条本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日より施行する